令和８年度　第４回長崎県最低賃金専門部会　議事要旨

１　日　時：令和８年８月 18 日（火）　13 時 50 分～15 時 50 分

２　場　所：長崎労働局　８階会議室

３　出席者：公益委員２名　労働側委員３名　使用者側委員３名

４　議　題：（１）長崎県最低賃金の改正について
　　（２）その他

５　審議要旨

（１）長崎県最低賃金の改正について

前回専門部会の審議内容の確認後、労使双方から金額及び発効日についての主張が行われた。

労側より新たに 81 円（前回 91 円）、法定発効とする主張がなされたが、使側からは具体的な金額提示等（前回 35 円、１月２日以降の指定日発効）はなく、依然として金額の隔たりは大きく、これ以上の歩み寄りも見られないことから、継続審議とすることが確認された。

（２）その他

・次回開催日について

第５回専門部会　　８月 24 日（月）14：00～

以上